

## 施 工 条 件 一 覧 表

平成30年度 林道高遠線開設工事に関する施行条件を下記の項目により明示した。

明示した場合は□内に○、しない場合は□内に×

また明示した場合は（ ）の該当する図書に○

- |                          |                  |                             |
|--------------------------|------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1 工程関係           | (特記仕様書)・現場説明書・その他)          |
| <input type="checkbox"/> | 2 用地関係           | (特記仕様書)・現場説明書・その他)          |
| <input type="checkbox"/> | 3 公害関係           | (設計書)・(特記仕様書)・その他)          |
| <input type="checkbox"/> | 4 安全対策関係         | (設計書)・(特記仕様書)・図面・その他)       |
| <input type="checkbox"/> | 5 工事用道路関係        | (特記仕様書)・図面・その他)             |
| <input type="checkbox"/> | 6 仮設関係           | (設計書)・(特記仕様書)・図面・その他)       |
| <input type="checkbox"/> | 7 残土・産業廃棄物関係     | (設計書)・(特記仕様書)・その他)          |
| <input type="checkbox"/> | 8 工事支障物件等        | (特記仕様書)・現場説明書・図面・その他)       |
| <input type="checkbox"/> | 9 排水工（濁水処理を含む）関係 | (特記仕様書)・図面・その他)             |
| <input type="checkbox"/> | 10 品質及び技術管理関係    | (特記仕様書)・現場説明書・その他)          |
| <input type="checkbox"/> | 11 その他           | (設計書) (特記仕様書)・現場説明書・図面・その他) |

平成30年度 林道高遠線開設工事

特記仕様書  
(施工条件)

この工事は、長野県林務部が発行している「林業土木工事共通仕様書」「長野県林業土木工事施工管理基準」最新版を標準仕様書とし、「長野県」を「松本市」と読み替えることとする。

尚、仕様書中で、疑義が生じた場合は、発注者と請負者、両者で協議することとする。

明示事項	明示内容及び制約条件
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工程管理には十分配慮すること。</li> <li>2 毎月末に、計画に対する実施工程を監督員に提出すること。</li> <li>3 <u>現場作業については、11月30日までに完了させること。</u></li> <li>4 <u>工事期間内に竣工検査を受検できるように、努めること。</u></li> <li>5 上記以外について、疑義が生じた場合、監督員に報告し協議すること。</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 残土や資材の仮置場については、各関係者と十分に調整をとり、トラブルのないようにすること。</li> <li>2 測量用基準点が工事で支障となる場合は、支障にならない箇所に新たに基準点を設け、位置とデータを施工計画書に添付し提出すること。</li> </ol>
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。『別紙1』</li> <li>2 周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処し、監督員に報告すること。</li> <li>3 また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。</li> <li>4 現場発生残土等各種資材の搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道に出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場においては、林業土木工事共通仕様書1-1-37に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。</li> <li>2 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。</li> <li>3 法面での施工であり、転落等起こらないよう十分危険防止には努めること。</li> <li>4 降雨等の気象条件が悪化した場合は、特に安全管理を徹底する。</li> <li>5 降雨等の気象条件が悪化することを想定して、余裕をもった工程管理をすること。</li> <li>6 工事区間を一般車両が通行する際は、安全確保を行うこと。</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公道を工事用道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形復旧すること。</li> </ol>

<p>仮設関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設工（大型土のう・信号機等）については、現場状況を把握したうえで設置すること。</li> <li>2 過積載防止関係 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。</li> <li>イ 取引メーカーから購入する各種材料（生コン・骨材等）や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とする。</li> <li>ウ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。</li> <li>エ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること</li> </ol> </li> </ol>
<p>残土・産業廃棄物関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 残土の処分について <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、『別紙2』のとおり処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。</li> <li>イ 請負者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。</li> </ol> </li> <li>2 建設副産物の運搬・処理について <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。</li> <li>イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。</li> <li>ウ 下請け業者が建設副産物を運搬・処理する場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。</li> <li>エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト（A、B2、D、E表）の（写）及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。</li> </ol> </li> <li>3 施工計画書に下記書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し</li> <li>イ 請負者と処理又は運搬業者との契約の写し</li> <li>ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート</li> <li>エ 残土処分及び運搬ルート</li> </ol> </li> <li>4 再生資源利用等計画書、実施書の提出 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。</li> <li>イ 竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出する。</li> <li>ウ 作成は指定されたシステムにより行い、データの入力されたFDを添付する。</li> <li>エ 対象は量の多少にかかわらず、全てとする。</li> </ol> </li> </ol>
<p>工事支障物件等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支障木はすべて検収し、数量・写真管理を必ず行い、伐採処理を行うこと。</li> <li>2 支障木について、伐採範囲以外で支障となる立木が発生した場合は、監督者へ報告し指示に従うこと。</li> </ol>
<p>排水工関係 (濁水処理を含む)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 湧水を確認したときは、監督員に連絡し、適正な処理を行うこと。</li> </ol>

<p>品質及び 技術管理関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設資材の品質記録保存 土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。</li> <li>2 工事カルテ作成、登録について <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に直ちに登録を行い、発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。</li> <li>イ 受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。</li> </ol> </li> <li>3 生コン納品書（伝票）の扱い <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。</li> <li>イ 納品書には工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。</li> </ol> </li> </ol>
------------------------	---

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本工事に使用するクラッシャーランについては、再生材を使用すること。また、再生材の質について十分配慮すること。</li> <li>2 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努められたい。</li> <li>3 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等構造改善対策にも配慮されたい。</li> <li>4 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出すること。</li> <li>5 建設業法及び公共工事の入札契約の促進に関する法律に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。</li> <li>6 下請工事がある場合は、金額の多少に関わらず、施工体制台帳の整備を行うこと。</li> <li>7 現場状況等及び施工条件に差異が生じた場合は、速やかに監督員と打合せをし、書面にて協議すること。</li> <li>8 厚層基材吹付等植生を行う場合、長野県林道事業の法面緑化基準を適用し、厚層基材(客土)吹付工検査基準に基づき検査を行う。</li> <li>9 現場で問題等発生した場合速やかに監督補助者を通じ、監督者へ報告し指示に従うこと。</li> </ol> <p>10 現場環境改善費</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 本工事は現場環境改善費の対象工事であるため、別表-1のうち、原則として計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施すること。なお、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 現場環境改善の具体的な実施内容は、現場着手前までに発注者との協議により決定し、実施計画書を提出するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真を提出すること。</p> <p>11 その他関係要綱、技術指針等</p> <p style="margin-left: 2em;">「林道規定」  「林道必携 技術編」  「治山林道必携 積算・施工編」  「土木工事安全施工技術指針」  「建設工事公衆災害防止対策要綱」  「建設副産物適正処理推進要綱」  「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」  「排出ガス対策型建設機械指定要領」  「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」</p> <p style="margin-left: 2em;">これらを遵守し、また企業技術を結集して施工にあたること。</p>
------------	---

注) 明示事項が無い場合は、無しと記入する。

## 現場環境改善費について

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用水・電力等の供給設備</li> <li>2. 緑化・花壇</li> <li>3. ライトアップ施設</li> <li>4. 見学路及び椅子の設置</li> <li>5. 昇降設備の充実</li> <li>6. 環境負荷の低減</li> </ol>
現場環境改善 （営繕関係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）</li> <li>2. 労働宿舍の快適化</li> <li>3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</li> <li>4. 現場休憩所の快適化</li> <li>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</li> </ol>
現場環境改善 （安全関係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</li> <li>2. 盗難防止対策（警報器等）</li> <li>3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</li> </ol>
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 完成予想図</li> <li>2. 工法説明図</li> <li>3. 工事工程表</li> <li>4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む）</li> <li>5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）</li> <li>6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</li> <li>7. パンフレット・工法説明ビデオ</li> <li>8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）</li> <li>9. 社会貢献</li> </ol>

## 排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

## 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクターショベル(車輪式)</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機(可搬式)</li> <li>・空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機、)</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

## 発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している

## 建設発生土

残土処理	■指定	地区名	松本市里山辺	運搬距離	0.3 km
------	-----	-----	--------	------	--------

条件. 指定の場合、場所地区及び運搬距離を明示する。

## 特定建設資材（建設リサイクル法）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルト	再利用	プラント名	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	
コンクリート塊	再利用	プラント名	運搬距離 km		
		(1)無筋 CO	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	
		(2)鉄筋 CO	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	
		(3)二次製品	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	
建設資材木材		プラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	

備考1. 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2. 積算上の明示条件であり、処理施設を指定するものではない。

3. 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

4. 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

## 産業廃棄物（建設廃棄物処理方針）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず (抜根・伐採材)	再利用	プラント名	リマテックマツモト	運搬距離	19.0 km
		数量	12.2 t	(運搬単位	24.3 m3)
		直接工事費	処分費 193,800 円	運搬費	113,629 円
汚泥		プラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	
金属くず	再利用	プラント名	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費 円	

備考1. 備考欄については、2 特定建設資材欄と同じ。